

■議案第63号 四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について

【要旨】

介護保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第142条の規定に基づき、市町村は条例で定めるところにより、介護保険料（以下「保険料」といいます。）の減免を行うことができるとされています。

今般、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」とされたことを踏まえ、所要の規定を整備するものです。

【減免の対象となる世帯】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」といいます。）の減少が見込まれる第1号被保険者であって、次のいずれにも該当するもの
 - ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
 - イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

【減免の対象となる介護保険料】

令和元年度分及び令和2年度分の介護保険料（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、第1号被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く。）

【減免額】

上記対象世帯の「①」に該当する場合は全額免除、「②」に該当する場合は次表 1 で算出した第 1 号保険料額に、表 2 の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額を減免します。

表 1	対象保険料額	=	(A) × (B) / (C)
	(A) : 当該第 1 号被保険者の保険料額		
	(B) : 第 1 号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額		
	(C) : 第 1 号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額		

表 2	前年の合計所得金額	減免割合 (D)
	200 万円以下であるとき	10 分の 10
	200 万円を超えるとき	10 分の 8

【施行期日等】

公布の日から施行し、令和 2 年 2 月 1 日から適用します。

【新旧対象表】

別紙のとおり

【根拠法令等】

介護保険法（抜粋）

（保険料の減免等）

第 142 条 市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。